

令和5年11月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年11月6日(月) 午後1時30分から午後2時13分

2. 開催場所 庁舎2-6会議室

3. 出席委員

1番	松本康博	2番	香月英昭
3番	中村津多子	4番	西村徳義
5番	井手悦郎	6番	高塚和行
7番	江頭和夫	8番	釘本勝
9番	大屋博幸	10番	古賀榮一
11番	北島英文	12番	(欠番)
13番	秋丸政光	14番	江里口泰信

4. 欠席委員

なし

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名について
- 第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について
- 第2号議案 農地法第5条による許可申請について
- 第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 第4号議案 農用地売渡等の希望申出について
- 第5号議案 農用地の買入協議について(要請)
- 第6号議案 非農地判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岸川 齊 副局長兼庶務係長 真子 祐輝

7. 会議の概要

事務局	委員の皆様、お疲れさまです。それでは、ただいまから令和5年11月の定例農業委員会をお願いしたいと思います。
会長	初めに、江里口会長より挨拶をお願いいたします。 皆さん今日はお忙しい中にお集まりいただきまして、ありがとうございます。 稲作の収穫は飼料米までおおむね終了しておるかなと思います。中山間の果樹関係につきましては、今からが収穫の取り入れ時期ということで繁忙期になります。ただ、農地のほうは秋作等の話が始まると思いますけれども、少しばかりと思いませんけれども、一雨よかったなと思います。雨は長く続けば、もううらめしかて言うごとありますけれども、たまには一雨いいのかなと思いました。 今日は第1号議案から第6号議案までございますので、皆様方の御協力をいただきまして、スムーズに会が進行しますように努力いたしてまいりたいと思います。よろしくをお願いします。
事務局	ありがとうございました。 本日は農業委員13名全て出席をされております。在任委員の過半数以上の出席がございまして、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。
議長	それでは、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。 それでは、ただいまから令和5年11月の農業委員会を開会いたします。 早速ですが、議事に入ります。 まず、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私から指名させていただきます。 7番江頭委員、8番釘本委員をお願いいたします。
事務局	次に、第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。 議案書は1ページを御覧ください。 本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は3件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 資料は1ページからとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明)
議長	この案件の場所はJR唐津線南の小城町黒原地区にある農地で、申請理由は規模拡大です。 以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)
事務局	全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。 申請番号2について説明をいたします。 資料は12ページからとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

被害防除対策ですが、雨水は集水後に東側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に東側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議 長

この案件については6番高塚委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

6 番

農地法第5条申請事前調査事項について説明します。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局からの説明のとおりです。

調査事項、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると思います。

計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

被害防除施設・用排水の検討について、土留め工事が施工される。雨水は集水後に東側水路へ排水、し尿及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に東側水路へ排水される。

その他特記事項について、令和5年10月2日に説明を受け確認しています。

令和5年11月6日、小城市農業委員、高塚和行です。どうぞよろしくお願ひします。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として異常設審議委員会及び県知事に意見を送付します。

次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

申請番号2について説明をいたします。

資料は30ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件の場所は市道初田袴田線西の三日月町長神田地区を通る市道長神田立物線北にある農地で、転用目的は敷地の拡張でございます。

資料の37ページを御覧ください。

顛末書を添付しております。宅地を購入し家屋を建築したが、隣接地の開発に伴い測量をした結果、宅地の一部が農地に越境していることが判明したため、農地転用を申請されたものであり、現状のまま利用されます。

造成工事等に関しましては、先ほども言いましたように購入後は一切されていないということでお話をされておりました。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、既存の敷地の拡張であり、許可し得るものと判断してお

ります。

なお、敷地を拡張する場合、第1種農地の場合の許可基準として既存施設の2分の1を超えないものに限ると規定されております。

以上でございます。

議長

この案件については6番高塚委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

6番

農地法第5条申請事前調査事項について報告いたします。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局からの説明のとおりです。

調査事項、申請目的及び位置の検討について、追認申請であり、申請地を選定した理由は適当である。

計画面積の検討について、測量の結果により追認申請されたものである。

実現確実性の判定について、追認申請であり、転用済みである。

被害防除施設・用排水の検討について、土留め工事を施工済みであり、生活雑排水等の排水はない。

その他特記事項については特にありません。

令和5年11月6日、農業委員、高塚和行です。よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があれば申し上げます。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

事務局

次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号3について説明をいたします。

資料は38ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号3について事務局より説明)

この案件の場所は国道203号西の三日月町樋口地区を通る市道江利線北にある農地で、転用目的は特定建築条件付売買予定地3区画でございます。

被害防除対策ですが、雨水は新設する南側道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に南側道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議長

この案件については3番中村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

3番

農地法第5条申請事前調査事項を説明します。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局の説明のとおりです。

調査事項として、イ、申請目的及び位置の検討については、申請目的により申請地を選定した理由は適当であると思っております。

ロ、計画面積の検討について、利用計画図等により適当であると判断します。

ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であると思います。

ニ、被害防除施設及び用排水の検討について、し尿及び生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、また、雨水排水についても南側道路側溝へ放流することで、周辺農地への影響はないと思います。

ホ、特に特記事項についてはありません。

令和5年11月6日。

以上、よろしく申し上げます。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号4について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号4について説明をいたします。

資料は44ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号4について事務局より説明)

この案件の場所は国道203号西の三日月町江利地区を通る市道江口江利線東にある農地で、転用目的は特定建築条件付売買予定地6区画でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に東側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に東側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は、鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場（これらの支所を含む）等からおおむね500メートル以内にある第2種農地ですが、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。

なお、申請地は市役所本庁舎から約370メートルに位置しております。

以上でございます。

この案件については3番中村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

農地法第5条申請事前調査事項を説明します。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的については事務局の報告のとおりです。

調査事項として、イ、申請目的及び位置の検討については、申請目的により申請地を選定した理由は適当であると思います。

ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図等により適当であると判断します。

ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であると判断します。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、し尿及び生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、また、雨水排水についても東側水路に放流されることで、周辺農地への影響はないと思います。

ホ、その他の特記事項については特にありません。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局

議 長

3 番

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題とします。

申請番号1から申請番号48まで一括して事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案書は3ページから12ページまでを御覧ください。

農用地利用集積計画の利用権設定について説明をいたします。

本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が40筆、利用権の再設定が69筆、合計で109筆、総面積が21万1,192平米でございます。

今回の全ての申請について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。

以上でございます。

議 長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。利用権設定について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1から申請番号48までについては原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題とします。

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案書は13ページを御覧ください。

農用地利用集積計画の所有権移転について説明をいたします。

本日の所有権移転の審議件数は4件でございます。

申請番号1について説明をいたします。

申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)

以上でございます。

議 長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。

事務局	<p>申請番号2について説明をいたします。 申請番号2、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。) 以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号3について事務局より説明をお願いします。 申請番号3について説明をいたします。 申請番号3、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。) 以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号4について事務局より説明をお願いします。 申請番号4について説明をいたします。 申請番号4、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。) 以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第4号議案 農用地売渡等の希望申出についての売渡希望についてを議題とします。 申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。 議案書は14ページを御覧ください。 農用地売渡等の希望申出の売渡希望について説明をいたします。 本日の売渡希望の審議件数は3件でございます。 資料は52ページからとなります。 申請番号1について説明をいたします。</p>
事務局	<p>申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。) 以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし)</p>

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

申請番号2について説明をいたします。

申請番号2、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

申請番号3について説明をいたします。

申請番号3、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第5号議案 農用地の買入協議について(要請)を議題とします。

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案書は15ページを御覧ください。

買入協議の要請の審議件数は2件でございます。

資料は64ページからとなります。

申請番号1について説明をいたします。

申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要を読み上げる。)

旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転あっせん申出に対する農用地の利用関係の調整の結果、認定農業者等の担い手に集積すべき農用地であると判断したことから、農地中間管理機構による買入れが特に必要と認められるため、旧農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、小城市長に対し申出者へ買入協議に係る通知をするよう要請するものでございます。

なお、買入協議が成立すれば、申出者は1,500万円までの譲渡所得税の特別控除を受けられるようになります。

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手を

お願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり小城市長に要請することに決定しました。

次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号2について説明をいたします。

資料は81ページからとなります。

申請番号2、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要を読み上げる。)

旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転あつせん申出に対する農用地の利用関係の調整の結果、認定農業者等の担い手に集積すべき農用地であると判断したことから、農地中間管理機構による買入れが特に必要と認められるため、旧農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、小城市長に対し申出者へ買入協議に係る通知をするよう要請するものでございます。

なお、買入協議が成立すれば、申出者は1,500万円までの譲渡所得税の特別控除を受けられるようになります。

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり小城市長に要請することに決定しました。

次に、第6号議案 非農地判断についてを議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

議案書は16ページを御覧ください。

非農地判断について説明をいたします。

資料は別つづりで配付しておりますので、御覧ください。

非農地判断は、農地法第2条第1項に規定する農地、すなわち耕作の目的に供されているか否かの判断基準に基づくもので、非農地と判断した場合には所有者に対して非農地通知を送付します。また、法務局や市税務課等の関係機関に非農地一覧を送付するものでございます。

今回2名の方から申請をしていただいております、審議していただく農地は田5筆、畑2筆、合計の8,822平米でございます。

資料1ページにあります小城町の農地について、申請書受領後に担当が事前に現地確認を行いました。周辺は山林化しており申請地を特定することができませんでした。そのため、10月26日の農地転用許可申請事前調査時に航空写真を机上で確認し、農地には該当しないと非農地判断をしたものでございます。

また、資料12ページを御覧ください。

資料12ページにあります三日月町の農地について、農地転用許可申請事前調査時に現地を確認し、山林化しており農地には該当しないと非農地判断をしたものでございます。

農地の所在や地目、面積等は資料を御覧ください。

以上でございます。

事務局

議長

事務局

議 長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。第6号議案について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、第6号議案は原案のとおり承認することに決定しました。 ほかに皆さん方の中から何かございましたらよろしくお願いします。 (なし)</p>
事務局	<p>ないようですので、次回日程等の連絡について事務局よりお願いします。 次回日程等ですが、今月の農地転用現地調査日を11月27日月曜日、午後1時30分から、ここですね、西館2-6会議室にお集まりください。 12月定例農業委員会の日時、場所ですが、12月5日火曜日の午後1時30分から西館大会議室となります。</p>
議 長	<p>以上でございます。 それでは、以上をもちまして11月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。</p>

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員